

平成24年6月20日

## 問い合わせ先

国土交通省海事局海技課 前里・富田

TEL（代表）03-5253-8111（内線）45-339-45-317

（直通）03-5253-8655

FAX 03-5253-1646

## フィリピンの船員教育機関3校を機関承認制度対象校として認定！ 外国人船員の資格取得を容易に

- 外国人船員による日本籍船への乗り組みを容易にするため、昨年8月、機関承認制度（※）を創設。
- 今般、フィリピンの船員教育機関3校を対象校として認定。

※機関承認制度：国土交通大臣が認定した諸外国の船員教育機関卒業者は、承認試験等を要せずに日本籍船に船舶職員として乗り組み可能。

外国人船員の承認制度は、外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、船員の資格証明等に関する国際条約（STCW条約）の締約国が発給した資格証明書を受有する者が、国土交通大臣の承認を受け、日本籍船の船舶職員（船長・航海士又は機関長・機関士）として乗り組むことができる制度です。

今般、適切な船員教育を行っていると国土交通大臣が認定した諸外国の船員教育機関を卒業した者に対して、従来から実施している承認試験等の個々の能力確認を要せずに日本籍船に乗り組むことを認める仕組み（機関承認制度）の対象校として、昨年認定したフィリピンの船員教育機関3校（※）に加え、新たに同国の船員教育機関3校を認定しました。なお、日本商船隊における船員数50,196人のうち、フィリピン人船員数は36,014人（71.7%）となっています。（平成22年7月全日本海員組合調べ。）

同制度は、成長戦略船員資格検討会（座長：関西大学 羽原敬二教授。平成23年3月最終とりまとめ。）の検討結果に基づき導入したものです。

※Maritime Academy of Asia & the Pacific (MAAP)、NYK-TDG Maritime Academy (NTMA)、

Philippine Merchant Marine Academy (PMMA)

### ■船員教育機関の認定

今般、フィリピンの船員教育機関3校に対し教育内容等について現地調査を行った結果、船舶の運航又は機関の運転に関する課程を設置し海技資格取得に対応した船員教育を適切に実施していることが確認できたことから、機関承認制度の対象校として認定し、2012年度の卒業生から適用することとした。今回認定した3校は以下のとおりです。

- Bicol Merchant Marine College（航海課程及び機関課程）
- Holy Cross of Davao College（航海課程）
- Crystal e-College（航海課程及び機関課程）

※各学校の詳細は別添のとおり。